

官製ワーキングプア研究会 Report レポート

2019年5月 第27号

2019- 5



ご存じのように都心でのメーデーは3か所で開催された。連合中央メーデーは代々木公園で4月27日(土)、全労連中央メーデーは同所で5月1日、全労協系の日比谷メーデーは同野音で5月1日。連合メーデーには「反貧困ネット」として出店、「誰でもが知ってほしい労働法入門」クイズをやったら、好評だった。日比谷メーデーは天皇代替わりの日、デモの沿道の店にも、歩行者天国の銀座通りにも「祝・令和」などの掲示はまず見当たらなかった。大騒ぎはマスコミばかり。そして10連休は多くの非正規労働者に負担や犠牲を強いた。(白石)

目次

レポート：会計年度任用職員制度情報 2019年3月～4月にかけた総務省の動向	山下 弘之	2
ホットライン報告：公共サービス非正規労働者の電話相談を行いました	官製ワーキングプア研究会	6
労働契約法20条訴訟大阪高裁判決～フルタイムアルバイト職員に賞与6割	松浦 裕美	7
北九州市非常勤職員事件～福岡地裁不当な請求棄却判決（速報）	山本 志都	10
吹田市・塩田裁判について	東 奈央	11
『企業ファースト化する日本』著者（竹信三恵子）インタビュー	竹信三恵子・白石孝	13
世田谷区立幼稚園事務補助職員・「偽装」雇用事件 公判始まる	山本 志都	14
関西生コン大弾圧事件、集会案内、編集後記	白石 孝	16

【レポート】会計年度任用職員制度情報

2019年3月～4月にかけた総務省の動向

理事 山下弘之

統一自治体選挙の準備で公務職場が忙しい3月28日、総務省は「『会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査』の結果について」(以下、3.28通知という)という通知を発出。この中で総務省は、「事務処理マニュアルに沿わない不適切な回答」として「調査結果に網掛け」を行い、当該回答を行った自治体に「適切な措置を講すべき」としている。3.28通知を受け、自治労は妥結基準の達成に向けて、取り組みの前進を各単組に求めた。なお、この調査結果は、昨年の4月1日時点を基本とし、それ以降状況に変化があれば最新の状況を反映しているようである。詳しくは総務省のHPを参照。

4月3日には、総務省は「『会計年度任用職員制度の準備状況等に関する調査について』(照会)」(以下、4.3通知という)及び「会計年度任用職員制度関係条例案の議会提案予定時期に関する調査について」(以下、4.3事務連絡という)を発出。公表等は予定されていないとのこと。自治労は調査票の提出に際して当局からの情報開示を求めるとともに、制度構築に向けた交渉・協議を加速・強化するよう各単組に促している。※4.3通知と4.3事務連絡は当研究会で提供できます。

紙面の都合から、レポートは概略のみとします。

1 「3.28通知」の主な内容

* →は筆者コメント

●会計年度任用職員制度等への移行について

・任用件数の推移 別表1.のとおり

2017年度から改正法・見直し後の任用件数の見込み

特別職非常勤職員11.5%、会計年度任用職員80.6%、臨時的任用職員6.7%、それ以外1.2%。

パートタイム・フルタイム勤務の減少は短い任期の統合や職の整理によるもの。

財政上の理由で、フルタイムでの任用について抑制を図ることは改正法の趣旨に沿わない。

フルタイム任用の積極的な活用を検討すること。

→実態は、財政理由・人事管理の回避等により

フルからパートへの切り替え・民間委託化等の検討自治体が多い。

→少数だが常勤職員や任期付職員等への移行を検討している自治体があることに注目。

・独自の一般職非常勤職員の任用について
独自の一般職非常勤職員の任用は不適当。期末手当の支給対象とならない。

→地方公営企業勤務や現業職の非常勤職員は、現行でも手当支給が可能。この指摘は、地方公営企業勤務や現業職の「一般職非常勤職員」には論外。

●2017年度の臨時・非常勤職員の給料又は報酬の状況について

職種ごとの平均月額：表2のとおり

●会計年度任用職員の給与について

給与水準：類似する職務に従事する常勤職員の級の初号給の給料月額を基礎に、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるべき。そのこと以外を回答した自治体は適切な措置を講ずる・事務処理マニュアルの趣旨に沿わない給与決定を行うことがないよう十分に留意すること。

→自治体で起きてる一律上限設定問題（初任給時と再任時の給料格付け）に言及なし。

→選考採用者の初任給は試験採用者の4号下位が一般的。自治体の事情を無視して国と同様に級の初号給とするのはおかしい。

●期末手当について

任期が相当長期勤務者（目安6ヶ月以上）に適切に支給すべき。そのこと以外を回答した自治体は適切な措置を講ずること。

→「例えば週当たり15時間30分未満の勤務時間の会計年度任用職員に対しては期末手当を支給しないこととする制度も想定される」と再び総務省は値切りを示唆。

●通勤手当又は費用弁償の支給等について
費用弁償的性格を踏まえ、適切に支給すべき。そのこと以外を回答した自治体は、適切な措置を講ずること。

●改正後の臨時的任用職員の給与について
給料額の決定・各種手当は常勤職員と同様に支給すること。そのこと以外を回答した自治体は適切な措置を講ずること。

●募集・任用等について

募集や任用時の勤務条件や任用根拠の明示、年齢制限をしないこと。それ以外を回答した団体は適切な措置を講ずること。

→募集条件や勤務条件明示に関し、「労働基準法が適用される」「更新あり」とその判断材料の明示について要チェック。

●再度任用時の空白期間について

不適切な「空白期間」の是正を図ること。それ以外を回答した団体は、適切な措置を講ずること。

●再度任用時の応募制限について

一律に応募制限を設けることは、避ける（見直す）べき。そのこと以外を回答した団体は、適切な措置を講ずること。

→国会附帯決議に反した労働条件の不利益変更といえる応募制限（いわゆる雇用年限）を義務付けられていない公募の実施（3年～5年ごと）という形で、再度の任用（雇用の更新）時に選別が可能となるような制度に置き換えようとの動きへの言及なし。

●休暇等について

国の非常勤職員にある休暇等や労働基準法や地方公務員の育児休業等に関する法律等に基づく休暇を整備すること。そのこと以外を回答した団体は、適切な措置を講ずること。

→整備予定団体数が6割に届かない休暇等は「妊娠婦の休息・補食」「妊娠中の通勤緩和」「妊娠婦の健康診断及び保健指導」。いずれも、自治体が職務専念義務免除で対応できる。

→「休暇等を有給とするか否かについては、国の非常勤職員との権衡に留意し、適切に対応する必要がある」との記述は要注意。

●再度任用時における年次有給休暇の繰り越しについて

「継続勤務」の場合は、年次有給休暇を繰り越すことができるので、それ以外の回答団体は、適切な措置を講ずること。以上

※2018年3月27日通知における調査項目は、他に「男女別平均給与支給額や臨時・非常勤職員に対する支出の2017年度決算額（普通会計）、2017年度共済組合加入数、職員団体等との協議等開始時期、改正後の臨時的任用職員・企業職員又は単労職員のフルタイム及びパートタイム会計年度任用職員諸手当支給、退職手当の現状と見直しの方向性、雇入時・定期健康診断実施の有無、ストレスチェック実施の有無、人事評価結果の活用（再度任用時の能力実証、分限、人材育成）」などがあったが、公表されなかった。

別表1：改正法を踏まえた見直し後の任用件数の見込み（任用期間別）

(単位:件)

区分	合計	改正後の 特別職 非常勤職員		会計年度 任用職員	構成比	改正後の 臨時的 任用職員		左記以外 ※	構成比
		構成比	構成比			構成比	構成比		
任期6月以上	1,272,013	153,072	12.0%	1,010,553	79.4%	89,988	7.1%	18,400	1.4%
フルタイム	227,788	0	0.0%	130,425	57.3%	89,988	39.5%	7,375	3.2%
パートタイム	1,044,225	153,072	14.7%	880,128	84.3%	0	0.0%	11,025	1.1%
任期6月未満	366,532	35,297	9.6%	310,353	84.7%	19,278	5.3%	1,604	0.4%
フルタイム	57,140	0	0.0%	37,674	65.9%	19,278	33.7%	188	0.3%
パートタイム	309,392	35,297	11.4%	272,679	88.1%	0	0.0%	1,416	0.5%
合計	1,638,545	188,369	11.5%	1,320,906	80.6%	109,266	6.7%	20,004	1.2%
フルタイム	284,928	0	0.0%	168,099	59.0%	109,266	38.3%	7,563	2.7%
パートタイム	1,353,617	188,369	13.9%	1,152,807	85.2%	0	0.0%	12,441	0.9%

※ 特別職非常勤職員、会計年度任用職員、臨時の任用職員以外の任用根拠（任期の定めのない常勤職員や任期付職員等）により任用される者

別表2：2017年度の臨時・非常勤職員の職種ごとの平均月額

(単位:人、円)

職種	人数 (平成29年度における任期が1ヶ月以上のフルタイムの臨時・非常勤職員数)	給料又は報酬 (任期の最初の月についての一人あたり平均月額)
事務補助職員	22,622	144,705
教員(義務教育)	44,564	257,839
教員(義務教育以外)	19,510	245,030
保育所保育士	18,832	174,287
給食調理員	7,522	151,294
看護師	2,713	217,965
図書館職員	3,380	154,168
清掃作業員	2,103	167,227
消費生活相談員	165	171,797

2 「4.3事務連絡」について

9割近くの団体が2019年9月までに議会提案を予定しているとの回答があったことから、その動きを加速させるため、2019年4月1日現在における会計年度任用職員制度の準備状況等を調査するもの。

「会計年度任用職員の募集開始時期、関係条例(案)の議会提案(予定)時期、自治体における条例制定に向けた対応状況(a. 職の再設定に関する検討状況(b) 会計年度任用職員の任用等(募集・能力実証、任用)に関する検討状況、c. 会計年度任用職員の給与(給料、報酬、手当等)に関する検討状況、d. 会計年度任用職員の勤務時間、休暇及び育児休業等に関する検討状況)」など簡単な内容だが、今後も同様な調査を議会時期ごとに行う予定とのこと。提出期限は4月19日。

(4.3通知について その注目点)

調査内容は、「会計年度任用職員制度への移行に向けた検討状況に関する調査(調査票1～6)」「会計年度任用職員の給与等に関する調査(調査票7)」である。(別表3.) 概ね、「3.28通知の調査結果」に沿った内容だが、注目すべき三点を取り上げたい。調査提出期限は2019年5月31日。

①、3.28通知で総務省が「適切な措置を講ずること」としていた事項や総務省のマニュアルに沿わないとみなした回答に対して、理由等の記載を求めていた。

この点で「給与決定に際して、常勤職員の給

料表を基礎とせず、給料(報酬)を決定する(一部で基礎としない場合を含む)」「給与決定を行うに当たって職務経験等を考慮しない」「期末手当を支給しない」場合は具体的な対象職員とその理由を求めていることに着目した自治労は「給与の決定方法等について、調査票6に示されていますが、常勤職員の給料に準じない場合や、職務経験を考慮しない場合は例外的な扱いに限定しており、例外的な扱いとする場合は理由の記載を求めるなどしています」と指摘している。

なお、前述した3.28通知で「適切な措置を講ずること」と指摘されていないものでは次の項目が加わっている。

- ・「人事評価を実施しない予定」の場合は、具体的な理由と対象範囲。
- ・「退職手当の規定を設ける予定がない場合は、具体的な理由、検討状況。等

②、2018年度の実績(決算額)、制度移行後の2020年度に係る見込み(財源)を調査している点である。ただし、「未だ会計年度任用職員制度の設計、職の整理等が完了していない団体があることを踏まえ、調査時点を固定せず、2019年秋頃までの期間で、適宜、最新の情報に更新することを想定」している。

事業費(投資的経費)支弁職員を除いて、2020年度以降に会計年度任用職員制度に移行する予定の職に就いていた職員等で、普通会計、国民健康保険事業会計(事業勘定)、老人保健後期高齢者事業会計及び介護保険事業会計(事業勘定)から給与を支給されていた職員を対象